

放課後児童クラブ 入会申込チェックリスト

通学(予定)小学校名

児童氏名

利用開始 年 月 ~ (希望)

※入会申込を行う前に、必ずチェックリストによる最終確認をお願いします。チェックリストは、申込書類と一緒に、必ず提出してください。

1. 「沼津市放課後児童クラブ入会申込案内」について

確 認 事 項		申込者確認欄
1	「沼津市放課後児童クラブ入会申込案内」及び市ホームページの内容を理解した上で申込をします。	☐
2	申込書及び必要書類に記載された内容が、入会後も継続するものとして利用申込をします。入会承認後に、提出された内容が事実と異なる場合や、著しく勤務時間が短くなる等の変更があった場合は、承認取消しや、退会となる場合があることを了承します。	☐
3	児童のアレルギー・病気や障がいについては、程度に関わらず必ず申し出ます。	☐
4	申請期限までに必要な書類がすべてそろっていない場合は、次回以降の選考対象の扱いになります。	☐
5	申込後に申込書及び必要書類の記載内容と実態に変化があった場合は、速やかに変更届出書の提出等、必要な手続きをとります。【例：出産、育児休業取得、退職、転職、保護者の傷病、転居、世帯変更、離婚、再婚など】	☐
6	生活状況や就労状況などの確認のため、市職員及び放課後児童クラブ支援員等が保護者に連絡のうえ、保護者及び申込児童と面談を実施する場合があることを了承します。	☐
7	放課後児童クラブ指導料・おやつ代・保険料等が生じることを了承し、遅滞なく支払います。	☐
8	年度内(入会承認通知書に記載された利用期間)は、退会届の提出がない限り、施設利用の有無にかかわらず、指導料等がかかることを了承します。	☐
9	月の途中の退会でも1か月分の指導料等がかかることを了承します。(日割り計算はしません。)	☐
10	児童クラブの入会は年度ごとと申込が必要です。翌年度も児童クラブの利用を希望する場合には、必ず自身で必要性を判断し、申込手続きを行います。	☐
11	児童クラブは、放課後に保護者が就労等で家にいない場合に利用できる場所です。就労等が終わったら早めのお迎えが必要です。	☐

2. 指導料の減免について

確 認 事 項		申込者確認欄
1	指導料の減免が適用可能な場合には、申請を行います。 適用可能であっても、入会申込書該当欄へ記入しない場合(変更届出を含む)、減免を受けられないことを了承します。	☐
2	(指導料の減免を申請する場合のみ) 入会申込書「児童扶養手当受給の有無」欄の有に○を付け、右枠に児童扶養手当証書の証書番号を記入しています。	☐

3. 提出書類について

確 認 事 項		申込者確認欄
1	入会申込書(申込児童1人につき1部)を提出していますか。	☐
2	児童の健康状況調査票(申込児童1人につき1部)を提出していますか。	☐
3	放課後児童クラブ入会申込チェックリスト(申込児童1人につき1部)を提出していますか。	☐
4	入会要件(就労等)を確認できる書類(申込児童1人につき1部(写し可))を提出していますか。 ※申込児童の父母、申込児童と同居(二世帯住宅や同一敷地内含む)の65歳未満の祖父母の書類が必要です。	☐

入会申込書、児童の健康状況調査票、チェックリストの記載内容に間違いありません。

保護者氏名

児童からみた続柄

()

(受付窓口処理欄) ※受付時に、チェック漏れ等の確認をお願いします。

受付日	備考(受付者及び確認者記載)
	2. 減免申請2口有に丸 ☐ 証書番号(記載ない場合:申請中・その他) 3. 提出書類1口 2口 3口 4口父 ☐ 母 (添付ない場合:) 口祖父 ☐ 祖母(添付ない場合:別居・同居65歳以上)
受付者(記名または押印)	